

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	ペット霊園の設置等の許可
根拠法令及び条項	蓮田市ペット霊園の設置等に関する条例 第3条第2項
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>【参考】</p> <p>蓮田市ペット霊園の設置等に関する条例（平成28年6月28日条例第27号） （設置等の許可）</p> <p>第3条 ペット霊園を設置し、これを管理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>（1） ペット霊園の敷地及び面積</p> <p>（2） ペット霊園の設備の処理能力</p> <p>（3） ペット霊園の設備の位置及び構造</p> <p>（4） ペット霊園の維持管理に関する事項</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>蓮田市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則（平成28年6月28日規則第40号） （許可の申請等）</p> <p>第6条 条例第8条第1項の申請書は、様式第6号のペット霊園設置（変更）許可申請書のとおりとする。</p> <p>2 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 第2条第1項各号に掲げる書類</p> <p>（2） ペット霊園の敷地に隣接する土地の所有者及び使用者の同意を得ていることを証する書類</p> <p>（3） 条例別表第1項第1号ただし書の規則で定める場合にあつては、次条の同意を得ていることを証する書類</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 ペット霊園の変更の許可に係る申請にあつては、市長が認める場合には、前項に掲げる書類の一部を省略することができる。</p> <p>（許可の基準の例外）</p> <p>第7条 条例別表第1項第1号ただし書の規則で定める場合は、住宅の敷地</p>

	の境界からペット霊園の敷地の境界までの距離が100メートル未満の区域に住所を有する世帯の代表者全員の同意がある場合とする。		
審査基準 設定年月日	令和6年3月27日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 () <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部みどり環境課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。